

平成 19 年 5 月 21 日
沖縄振興開発金融公庫

第 9 回沖縄振興開発金融公庫債券
債券内容説明書(案)への訂正について

第 9 回沖縄振興開発金融公庫債券の発行に際し、当公庫が作成致しました沖縄振興開発金融公庫債券 債券内容説明書(案)(平成 19 年 5 月 1 日現在)(以下「本債券内容説明書」という。)への訂正について、下記のとおりご案内申し上げます。

記

① 平成 19 年 5 月 18 日に、「株式会社日本政策金融公庫法」及び「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が成立しております。

本債券内容説明書内、「第二部 発行者情報 第 1 発行者の概況 3. 事業の内容 (8) 特殊法人改革 ② 政策金融改革について」及び「第二部 発行者情報 第 2 事業の状況 3. 事業等のリスク (1) 特殊法人等改革に係るリスク」に関し、別紙のとおり訂正いたします。

② 同日、株式会社格付投資情報センターから当公庫の発行体格付けの変更が公表されております。

本債券内容説明書内、第一部 証券情報 第 1 募集要項 1. 新規発行債券 取得格付の欄「取得予定の格付」に関し、下記のとおり訂正いたします。

1. 新規発行債券 「取得格付」の欄

【 訂正前 】

| | |
|------|---|
| 取得格付 | 取得予定の格付： <u>AA+</u> 格付機関：株式会社格付投資情報センター 取得月日：平成●年●月●日 |
|------|---|

【 訂正後 】

| | |
|------|---|
| 取得格付 | 取得予定の格付： <u>AAA</u> 格付機関：株式会社格付投資情報センター 取得月日：平成●年●月●日 |
|------|---|

以上

【訂正すべき事項】

下線部分が訂正箇所です。

「第二部 発行者情報 第1 発行者の概況 3. 事業の内容 (8) 特殊法人改革 ② 政策金融改革について」(本債券内容説明書 P.40)

(訂正前)

② 政策金融改革について

特殊法人等整理合理化計画を受けて、平成14年12月13日に経済財政諮問会議において「政策金融改革について」が示されました。

その後、不良債権の集中処理期間を終えて平成17年11月29日に経済財政諮問会議で「政策金融改革の基本方針」が決定され、同日政策金融改革に関する政府・与党合意が形成されました。

これらに基づき、平成17年12月24日には「行政改革の重要方針」が閣議決定され、政策金融の抜本的改革が行われることとなり、これを受けて平成18年6月2日に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号。以下「行政改革推進法」という。)が公布され、また、平成18年6月27日、行政改革推進本部及び政策金融改革推進本部の合同会議において、「政策金融改革に係る制度設計」が決定されました。

その後、「行政改革推進法」及び「政策金融改革に係る制度設計」に基づき、政策金融改革関連法案の作成作業が行われ、平成19年2月27日に「株式会社日本政策金融公庫法案」及び「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」が閣議決定、国会に提出されました。

(訂正後)

② 政策金融改革について

特殊法人等整理合理化計画を受けて、平成14年12月13日に経済財政諮問会議において「政策金融改革について」が示されました。

その後、不良債権の集中処理期間を終えて平成17年11月29日に経済財政諮問会議で「政策金融改革の基本方針」が決定され、同日政策金融改革に関する政府・与党合意が形成されました。

これらに基づき、平成17年12月24日には「行政改革の重要方針」が閣議決定され、政策金融の抜本的改革が行われることとなり、これを受けて平成18年6月2日に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号。以下「行政改革推進法」という。)が公布され、また、平成18年6月27日、行政改革推進本部及び政策金融改革推進本部の合同会議において、「政策金融改革に係る制度設計」が決定されました。

その後、「行政改革推進法」及び「政策金融改革に係る制度設計」に基づき、政策金融改革関連法案の作成作業が行われ、平成19年2月27日に「株式会社日本政策金融公庫法案」及び「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」が閣議決定、国会に提出され、平成19年5月18日に成立しました。

「第二部 発行者情報 第2 事業の状況 3. 事業等のリスク (1) 特殊法人等改革に係るリスク」
(本債券内容説明書 P.67)

(訂正前)

(1) 特殊法人等改革に係るリスク

特殊法人改革については、経済財政諮問会議の「政策金融改革の基本方針」(平成17年11月29日)及び政府・与党政策金融改革協議会における政府・与党合意「政策金融改革について」(平成17年11月29日)に基づき、平成17年12月24日に「行政改革の重要方針」が閣議決定されました。

当該決定を受けて、平成18年6月2日に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が公布、平成18年6月27日に行政改革推進本部及び政策金融改革推進本部の合同会議において、「政策金融改革に係る制度設計」が決定され、平成19年2月27日には「株式会社日本政策金融公庫法案」及び「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」が閣議決定され国会に提出されたところです。これにより今後の当公庫の業務内容及び組織形態に影響を及ぼす事態が発生する可能性があります。

(訂正後)

(1) 特殊法人等改革に係るリスク

特殊法人改革については、経済財政諮問会議の「政策金融改革の基本方針」(平成17年11月29日)及び政府・与党政策金融改革協議会における政府・与党合意「政策金融改革について」(平成17年11月29日)に基づき、平成17年12月24日に「行政改革の重要方針」が閣議決定されました。

当該決定を受けて、平成18年6月2日に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が公布、平成18年6月27日に行政改革推進本部及び政策金融改革推進本部の合同会議において、「政策金融改革に係る制度設計」が決定され、平成19年2月27日には「株式会社日本政策金融公庫法案」及び「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」が閣議決定、国会に提出され、平成19年5月18日に成立したところです。これにより今後の当公庫の業務内容及び組織形態に影響を及ぼす事態が発生する可能性があります。